

平成17年 3月21日

各 位

新潟市水道局 財務課長

新潟市水道局事務専決規程改正に伴う 契約・発注事務の取扱い変更について

標記の件，下記のとおり，契約・発注事務の取扱いが変更となりましたので，お知らせします。

記

1 変更点

従来，新潟市水道局における契約・発注事務については，原則的に財務課において，一括行ってきましたが，この度，新潟市水道局事務専決規程が改正されたことに伴い，一部経費について，各所管課又は事業所において行うこととなりました。

2 各所管課又は事業所において行う経費

【予定価格】

- ・工事請負 130万円以下
- ・委託業務 50万円以下
- ・賃貸借 40万円以下
- ・物品購入 10万円未満

3 施行年月日

平成17年 3月21日